

食品衛生申請等システムを利用した営業届出



→スマートフォンの方

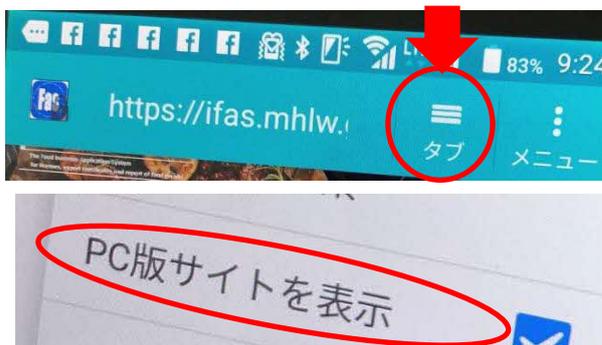
パソコンの方は、厚生労働省のホームページから、
食品ページの下部「食品衛生申請等システムについて」
▶[食品事業者の方はこちら](#) をクリックしてください。

〈事業者登録〉

*iphoneの方



*Androidの方



- ① [GビジネスIDを作成](#) / [アカウントの作成はこちら](#) どちらかでアカウントを作成する
- ② 事業者登録をすると、登録したアドレスにメールがくるので、アクセスして完了する

〈営業届出〉

- ① TOP 画面左上の [営業届出](#)
- ② 届出営業施設一覧の一番下にある [新規届出](#)
- ③ 営業施設情報を入力する
- ④ 主として取り扱う食品を入力する
(選択→名称を入力して検索→選択)

*内容は裏面へ

- ⑤ 営業の種類 [+](#) を押して選択ボックスを出す
- ⑥ 営業の種類を選択する

*内容は裏面へ

- ⑦ 食品衛生責任者を入力
※資格をお持ちでない方は、食品衛生責任者養成講習会の受講申込みをしてください。
お申込みは、北見地方食品衛生協会です。 ([TEL:0157-24-9734](tel:0157-24-9734))

- ⑧ 衛生管理情報を選択する
- ⑨ 開示情報確認を選択する
- ⑩ [確認](#) を押す

*届出が完了すると、メールで [営業届受付通知](#) がきます。

日本標準商品分類の選択

総務省で発行されている日本標準商品分類から、該当する

検索条件

| | |
|-----|-----|
| 大分類 | 未選択 |
| 名称 | |

[検索](#) [クリア](#) [閉じる](#)

⑤ 1行追加します 届出情報

| | | |
|-------------------|-------------------|------|
| + | - | 申請区分 |
|-------------------|-------------------|------|

⑦

| | |
|------------------|-----|
| 資格 | 未選択 |
| 受講した講習会、資格取得年月日等 | |

養成講習会は主催者と受講年月日
例) 北海道食品衛生協会、H26.6.1

〈主として取り扱う食品の例〉

調理食品（給食施設）、 飲料自動販売機、 洋生菓子、 水産加工品／水産食品、
 生鮮肉類、 弁当、 野菜／野菜加工品、 果実／果実加工品、 その他の食料品、
 コーヒー製品米穀、 牛乳／乳飲料、 アイスクリーム類
 ※上記の他、名称検索から一番近い分類を選択してください。

〈営業の種類〉

| |
|------------------------------------|
| ① 魚介類販売業（包装済みのみ） |
| ② 食肉販売業（包装済みのみ） |
| ③ 乳類販売業 |
| ④ 氷雪販売業 |
| ⑤ コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置） |
| ⑥ 弁当販売業 |
| ⑦ 野菜果物販売業 |
| ⑧ 米穀類販売業 |
| ⑨ 通信販売・訪問販売による販売業 |
| ⑩ コンビニエンスストア |
| ⑪ 百貨店、総合スーパー |
| ⑫ 自動販売機による販売業（コップ式を除く） |
| ⑬ その他の食料・飲料販売業 |
| ⑭ 添加物製造・加工業 |
| ⑮ いわゆる健康食品の製造・加工業 |
| ⑯ コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。） |
| ⑰ 農産保存食料品製造・加工業 |
| ⑱ 調味料製造・加工業 |
| ⑲ 糖類製造・加工業 |
| ⑳ 精穀・製粉業 |
| ㉑ 製茶業 |
| ㉒ 海藻製造・加工業 |
| ㉓ 卵選別包装業 |
| ㉔ その他の食料品製造・加工業 |
| ㉕ 行商 |
| ㉖ 集団給食施設 |
| ㉗ 器具、容器包装の製造・加工業 |
| ㉘ 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの |
| ㉙ その他 |